

# 平成 2 7 年第 5 回教育委員会

## 定例会議事録

平成 2 7 年 5 月 1 1 日

東久留米市教育委員会

平成27年第5回教育委員会定例会

平成27年5月11日午前10時00分開会  
市役所7階 703会議室

- 議題 (4) 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について  
(5) 諸報告  
○その他  
教育委員からの報告
- 

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員	尾 関 謙一郎
(教育長職務代理者)	
委 員	矢 部 晶 代
委 員	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ

---

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	加 納 一 好
教 育 総 務 課 長	遠 藤 毅 彦
学 務 課 長	傳 智 則
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

---

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

---

傍聴者 なし

### ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

- 直原教育長 これより平成27年第5回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席です。
- 

### ◎会議録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の会議録の署名は松本委員にお願いします。  
○松本委員 はい。
- 

### ◎議案の追加と会議の進め方

- 直原教育長 会議の進め方ですが、教育総務課長から説明をお願いします。  
○遠藤教育総務課長 最初に議案の追加を申し上げます。「議案第49号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」です。進め方ですが、議案第46号、第47号及び第48号はいずれも人事案件でありますので非公開で審議を行い、その後、議案第49号の審議に入ります。最後に諸報告を行うに入る形で行いたいと思います。  
○直原教育長 委員の皆様にお諮りします。人事案件であるため、議案第46号、第47号及び第48号の議案審議は非公開で行い、その後、追加議案第49号の審議を行う。続いて諸報告を行いたいとの説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、新しい日程により進めさせていただきます。

---

### ◎傍聴について

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。  
○鳥越係長 いらっしゃいません。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

---

### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、採決

- 直原教育長 「議案第49号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。  
○師岡教育部長 「議案第49号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成27年5月11日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」が一部改正されたことに伴い、市の関連規則を改める必要があるためです。詳しくは担当課長から説明します。  
○傳学務課長 この規則は学校医及び学校歯科医、学校薬剤師が公務災害を被ったときに、それを補償する補償基礎額やそのための手続きを定める規則を改定するもので、平成26年度から市の単価は都の条例にそろえています。このたび東京都の条例及び規則においてその単

価が改定されたため、市の規則の改定する必要があります。東京都では医療職給料表に基づいて単価を算定しており、この医療職給料表が改定されたことに伴い、単価が変更されたということです。

○直原教育長 何かご質問はありますか。

○名取委員 新旧対照表を見ると単価が上がっていますがどういう理由ですか。

○傳学務課長 東京都の給料改定があり、医療職も給料表に基づいて上がっています。具体的に言いますと、地域手当の率が上がったことが大きな要因だと思います。

○直原教育長 ほかに質問がなければ質疑を終わり、採決に入ります。「議案第49号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第49号は承認することに決しました。

---

### ◎諸報告1

○直原教育長 諸報告に入ります。「①平成28年度使用教科書の採択方針について」に入ります。説明をお願いします。

○加納指導室長 平成28年度使用教科書の採択方針については、東京都教育委員会教育長名で出されている「平成28年度使用教科書の採択について(通知)」を通して、文部科学省から、平成27年4月7日付27文科初第91号「平成28年度使用教科書の採択について(通知)」がありましたので報告します。写しの文部科学省初初等中等教育局長からの通知文「平成28年度使用教科書の採択について」をご覧ください。特に留意していかなければならない点について説明します。2～3ページにかけて示されている「2 教科書採択の公正確保」をご覧ください。(2)については「採択教科書の決定に当たっては、教職員の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されるなどにより、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。また、静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること」とあります。

本市においては教職員の投票はありません。また、十分な審議や調査研究を行い、採択権者の責任を明確にして採択手続は適正に実施しております。また、採択に係る教育委員会の会議も公開で行っています。

次に「3 教科書採択方法の改善について」の(2)について説明します。「教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、教科ごとに適切な数を配置するなど体制の充実を図るとともに、調査員等が作成する資料については、教育委員会その他の採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、採択により広い視野からの意見を反映させるため

に、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。また、調査委員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確にならないよう、当該評定に拘束力があるかのような取扱いをしないこと」とあります。

本市においては、公正・公平に教科書の調査研究を行うことができるよう、教科書選定調査委員会と資料作成委員会を設置しています。また、見本本の学校への巡回、教科書選定調査委員会には、公募により、市民にも委員になっていただき、公正・公平に教科書の調査研究を行うように努めています。見本本を学校に巡回させるとともに、見本本の展示会を市内2カ所で実施し、地域の方あるいは保護者にも見本本を見ていただく機会を持ち、学校や保護者、地域の方の意見をいただいて採択に反映できるようにしています。

続いて、4ページをご覧ください。「(3)教科書の採択に関する情報の公表について」です。「公表について、文部科学省としては、法令上の努力義務が課されている(無償措置法第15条)義務教育諸学校用教科書の採択結果・理由等に係る現状に関し、調査結果により明らかになったものでは必ずしも十分ではないと認識しており、引き続き、教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組んでいただきたいこと」とあります。

本市におきましては、採択理由、これは議事録の公表によって行っていますが、さらなる積極的な公表の方法について今後検討していきたいと考えています。

続いて、「(4)公立の学校において使用される教科書の採択権限を有する者は教育委員会であり、教科書見本は基本的に教育委員会の教育長及び委員の人数分が送付されることになっている。このことを踏まえ、教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、採択決定に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であると考えられること」とあります。

本市においては、教育長及び教育委員が見本本を閲覧し、研究できる時間をとっています。昨年度はその時間が短かったという指摘もいただきましたので、本年度は昨年度から長い期間、閲覧・研究できる体制をとっています。

続いて(6)をご覧ください。「中学校・高等学校において使用する検討済教科書であっても、障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無に関わらず、児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと」とあります。

本市においても、通常の学級に発達障害を抱え特別な支援を必要とする児童・生徒がいます。障害の有無にかかわらず児童・生徒が読みやすいものになっているのかということも踏まえ、資料を作成していきたいと考えています。

続いて別添資料の「平成26年度教科書採択状況調査(義務教育諸学校用)調査結果」をご覧ください。これは昨年度の小学校用教科用図書を選定した際の状況をまとめた調査結果です。5ページをご覧ください。5ページには、3-3として「採択地区における調査員が教

科書について作成する資料とその扱いについて」です。六つの項目がありますが、本市については「①総合的・観点別の評定を付さず、特徴や留意点のみを記述した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている」に該当します。本市では全ての教科書について数字等の評定は付さず、どの教科書も公平な審議ができるように資料を作成しています。7ページをご覧ください。「4-2 市町村教育委員会における公表について」ですが、①～⑨までの項目があります。本市におきましては教科書は共同採択ではなく、採択地区協議会は設置していませんので、③と④については公表していませんが、ほかは全て公表しています。本年度も公表する予定です。ただし、採択を公正・公平に行うため、委員の氏名なども含めて採択後の公表としています。

○直原教育長 何かご質問はありますか。

○名取委員 教科書採択方法の改善について伺います。文部科学省の通知では「教育委員会その他」と書いてありますが、都の通知では「教育委員会の判断」とあり、「3 教書採択方法の改善について」(1)の3行目に「教育委員会の判断」とあります。このように教育委員会だけになっていますが、文部科学省の通知にある「教育委員会以外」というのはどんなことを想定して書いてあるのですか。「その他の採択権者」と書いてありますが。

○加納指導室長 東京都の場合は区市町村ごとに採択を行っていますけれども、国全体で考えた場合には一つではなく、幾つかの市や町でまとまって採択地区となり、そこで採択する場合があります。そのことを指しています。

○名取委員 分かりました。いずれにしても当市は全然関係ない話ですね。

続いて、「採択結果の公表に努める」ことについて伺います。「議事録は今までも公表していたが、その他さらなることを検討される」と説明されましたが、具体的にはどういったことですか。

○加納指導室長 「今後検討していかなければならない」ということです。今までは議事録から読み取っていただく形でしたので、その部分をさらに明確化していくことが必要になってくると思っています。どのような方法にするかを検討していきたいと考えています。

○名取委員 具体的にお考えがあつてのご発言ではなく、今後の方針を述べられたということですね。

○加納指導室長 はい。文部科学省の通知でも「積極的な公表を」とありますので、その方針にしたがい、市教育委員会としても検討していきたいと考えています。具体的な方法等を検討しましたら提案させていただきます。

○矢部委員 先ほど調査資料の作成に当たっては本市では十分な対応をとっているという説明でした。市民委員を募集していますが、本年度はどのような状況になっていますか。

○加納指導室長 教科書の選定調査委員会には「市民公募」として、市民2名が委員になっています。公募結果ですが2名に対して31名の応募がありましたので、抽せんで選ばせていただきました。しかし、その場で欠席しておられましたので、補欠として第1補欠の方、第2補欠の方等4名の方を決めています。なお、抽せん会には応募された方にも同席していただき、公正に行われるようにしています。

○尾関委員 文部科学省の別添資料について伺います。調査結果の8ページに「市町村教育委員会における教育委員への見本本の提供」ということで、「自宅・職場に送付するなど」としているのが市町村教育委員会数だと223、12.7%あります。本市の場合は②の52

7に入ります。各学校や市民の閲覧期間もあり、見本本を送るのが非常に難しいということもあると思います。しかし、争点になりそうなものについてはできる範囲で結構ですが、前もってわれわれ委員の自宅へ送っていただくことも検討していただければと思います。

○加納指導室長 その件については、改めて検討させていただきたいと思います。見本本をご自宅や職場にお送りするとなると、公平・公正に採択していただくためには全ての教科書をお送りする必要があります。決して自宅・職場にお送りできないということもありますが、量的には膨大なものになります。今年度については例年どおり教育委員控室にご用意させていただきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

○名取委員 今の5-1-2で、「採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している」というところが3分の1もあるのですね。

○直原教育長 ほかにないようでしたらこの件は以上にとどめます。ほかに事務局から報告案件はありますか。

○師岡教育部長 ありません。

○直原教育長 委員から報告案件はありますか。

○矢部委員 去る4月30日に、府中市の自治会館において、東京都市町村教育委員会連合会の理事会がありました。議題は来週開催される連合会の総会についてです。5月19日に自治会館において開催されますので、ご都合のつく委員はご出席をお願いします。行政順で議長を2市選んでいるのですが、今年度は本市が議長に当たりますので私が議長を務めてまいります。

---

#### ◎閉会の宣告

○直原教育長 以上をもちまして、平成27年第5回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時36分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

教育長 直原 裕 (自書)

署名委員 松本 誠一 (自書)